官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学二二）　二
○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八六）　二
〔法規的告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務三一一）　三
○大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（文部科学七二）　三
〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下は京都府及び大阪府に行幸啓になる件（宮内庁一一）　三
○エスワティニ王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務三三二）　三
○レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三三三）　三
○ブルンジ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三三四）　四
○食糧援助に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三三五）　四
○令和八年度の私立の大学の学部の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る期間を定める件（文部科学七三）　四
○ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の一部を改正する件（厚生労働・国土交通九）　五
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一三四一）　七
○保安林の指定をする件（同一三四二～一三五六）　七
○令和七年度以降の五年間についての石油備蓄目標（経済産業一二八）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一九二、一九三）　八
○道路に関する件（北海道開発局七六～七八）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委一二）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委二一）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委二八）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委一三四）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委一八一）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委一一五）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（宮崎県公安委八四）　九
〔人事異動〕
内閣府　最高裁判所　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示一、宮城同一、埼玉同一、神奈川同一、兵庫同一、奈良同一、鳥取同一）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配九三）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三一

省　　令

○文部科学省令第二十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条の規定に基づき、大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月四日

文部科学大臣　阿部　俊子

大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1～3　［略］ 4　平成二十二年度以降に期間（令和十三年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の基幹教員数の算定については、別表第一ロに定める医学関係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の規定を適用する。 5・6　［略］	**附　則** 1～3　［同上］ 4　平成二十二年度以降に期間（令和十二年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の基幹教員数の算定については、別表第一ロに定める医学関係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の規定を適用する。 5・6　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部改正）

第二条　大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1・2　［略］ 3　令和八年度に令和十三年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。 4　令和八年度に令和十三年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**附　則** 1・2　［同上］ 3　令和七年度に令和十二年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。 4　令和七年度に令和十二年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。

○厚生労働省令第八十六号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行に伴い、及び生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第五条第二項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者） **第九条**　法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。	（法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者） **第九条**　法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

一～五　（略）
六　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（前各号に該当するものを除く。）
七　（略）

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第三百十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第五項において準用する同条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和七年九月四日

総務大臣　村上誠一郎

政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党となった年月日
チームみらい	安野　貴博	安野　貴博	東京都港区南麻布二―八―二一	七（令和）、七、二〇

○文部科学省告示第七十二号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月四日

文部科学大臣　阿部　俊子

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和八年度に令和十三年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。	**第三条**　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和七年度に令和十二年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。
一・二　［略］	一・二　［同上］
2　文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百二十人を超えない範囲で認可を行うものとする。	2　文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百三十人を超えない範囲で認可を行うものとする。
3　［略］	3　［同上］
附　則	**附　則**
1・2　［略］	1・2　［同上］
3　令和七年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増（令和八年度に令和十三年度までの期間を付して行うものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。	3　令和六年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増（令和七年度に令和十二年度までの期間を付して行うものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。
4　［略］	4　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○宮内庁告示第十一号

天皇皇后両陛下は、科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム（IGTSフォーラム）第二十二回年次総会開会式及びオープニングセッションに御臨席並びに地方事情を御視察、併せて二〇二五年日本国際博覧会会場を御視察のため、十月四日から同月六日まで京都府及び大阪府へ行幸啓になる。

令和七年九月四日

宮内庁長官　西村　泰彦

○外務省告示第三百三十二号

令和七年七月三十日にムババーネで、エスワティニ王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日　本　側　志水史雄在エスワティニ大使
世界食糧計画側　アシュラフル・アミン在エスワティニ事務所代表

令和七年九月四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百三十三号

令和七年七月三十一日にマセルで、レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　二億円
３　署名者
日　本　側　志水史雄在レソト大使
世界食糧計画側　エリオット・ヴルムク在レソト事務所代表
令和七年九月四日
外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百三十四号

令和七年七月三十一日にブジュンブラで、ブルンジ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルンジ共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
２　贈与の限度額　四億円

○文部科学省告示第七十三号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、令和八年度の私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を次のように定める。

令和七年九月四日　　文部科学大臣　阿部　俊子

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の文部科学大臣が定める期間は、令和七年九月五日から九月十二日までとする。

○厚生労働省
○国土交通省告示第九号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行に伴い、及びホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）第八条第一項の規定に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（令和五年厚生労働省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月四日
厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌

第３の１⑷中「第51条」を「第81条第１項」に改める。
第３の２⑵中「第40条」を「第59条第１項」に改める。

○農林水産省告示第千三百四十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第１項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年九月四日
農林水産大臣　小泉進次郎

３　署名者
日　本　側　福島功在ブルンジ大使
ブルンジ側　アルベール・シンギロ外務・開発協力大臣
令和七年九月四日
外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百三十五号

令和七年七月三十一日にブジュンブラで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルンジ共和国政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与額　一億五千万円
３　署名者
日　本　側　福島功在ブルンジ大使
ブルンジ側　アルベール・シンギロ外務・開発協力大臣
令和七年九月四日
外務大臣　岩屋　毅

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でいれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	900
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○農林水産省告示第千三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字上平丸字野口三〇六、三〇七、三〇九の一、三二四、字花立九六三の二、九六五の一、九六五の二、九六六から九六八まで、九六七の一、九八三から九八六まで、九八八の一から九八八の四まで、九八九から一〇〇〇まで、一〇〇〇の子、一〇〇一の一から一〇〇一の三まで、一〇〇二から一〇二五まで、一〇二六・一〇二七合併、一〇二八から一〇三五まで、一〇三七から一〇三九まで、一〇四〇の一、一〇四〇の二、一〇四二の一、大字下平丸字花立六八〇一から六八〇六まで、上越市名立区東飛山字下瀬ノ平九六八、九六九、九七三、九七六から九七九まで、九八三、九八五から九九〇まで、九九四、名立区瀬戸字下モ仙納平一五二六、一五二九、一五三二、一五三四、一五三五、一五三九から一五四一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	600
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○農林水産省告示第千三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町伊崎田字小谷俣八四六一の二、八四六五の四、八四六六の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町野々上字上ノ山七九五の二（次の図に示す部分に限る。）、字天神谷八〇一の四・八〇一の五・八〇一の八・八〇一の一二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）八〇一の二、八〇一の三、八〇一の六、八〇一の七、八〇一の九から八〇一の一一まで、八〇一の一八、八〇一の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ山七九五の二、字天神谷八〇一の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市波賀町鹿伏字清木二八四の一八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福井県福井市灯豊町四〇字瓦礫一五、四一字阻山谷一一五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町糠二一二字八幡壁二一の一、二六の一、三一の一、三二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県雲南市木次町西日登九六八の三、九六九、九七五の七、二七二九の一、二七四五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

木次町西日登九七五の七・二七二九の一・二七四五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県出雲市斐川町阿宮八〇八の三、八一九の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市桑野字神有一四一五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字栗木原三四〇六の一・字上ノ畑三四〇九・字岸高三四一〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市山内町大字鳥海字川良川内山九三七〇・九四〇七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九四〇〇、九四〇六、九四〇九の一、大字三間坂字小越甲一六二五六の七・甲一六二五六の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川良川内山九三七〇・九四〇〇・九四〇六・九四〇七・九四〇九の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字小越甲一六二五六の七・甲一六二五六の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　長野県伊那市高遠町芝平一〇四六の二九、一〇四六の三三、一〇四六の三六、一〇四六の三九、一〇四六の四〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡豊丘村大字河野五一一一、五一一五、五一四五の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市弥生大字尺間字丸山九八四の一から九八四の五まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○関東地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
幸手市大字上高野字慶作前二七七九番地先から同市大字上高野字慶作前二六八〇番地先まで	前	四三・一～一二九・一四	〇・〇九三キロメートル
	後	四三・一～一二九・一四	〇・〇九三

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

○経済産業省告示第百二十八号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年度以降の五年間についての石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月四日

経済産業大臣　武藤　容治

令和七年度以降の五年間についての石油備蓄目標

一　備蓄の数量に関する事項

備蓄の数量は、石油（石油ガスを除く。以下同じ。）にあっては、国家備蓄は産油国共同備蓄の二分の一と合わせて我が国の石油の輸入量の九十日分（国際エネルギー機関（ＩＥＡ）基準）程度に相当する量を、民間備蓄は我が国の石油の消費量の七十日分に相当する量をそれぞれ下回らないものとし、石油ガスにあっては、国家備蓄は我が国の石油ガスの輸入量の五十日分程度に相当する量を、民間備蓄は我が国の石油ガスの輸入量の四十日分に相当する量をそれぞれ下回らないものとする。

二　新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

新たに設置すべき貯蔵施設は、石油にあっては、無しとし、石油ガスにあっても同様とする。

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道積丹郡積丹町大字野塚町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七五林班ロ小班から同町大字野塚町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七五林班い小班まで	前	一八・五七～二七・四五	〇・〇二九キロメートル
	後	一八・五七～三二・三六	〇・〇二九

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道磯谷郡蘭越町字田下一五六番六地先から同町字田下一五六番五まで	前	二八・二三～二八・三四	〇・〇一六メートル
	後	二八・二三～三六・五六	〇・〇一六

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道足寄郡陸別町字利別川上原野基線西一一番一から同町字利別川上原野基線西一〇番一まで	前	三一・九二～三七・九八	〇・〇六九メートル
	後	三二・八四～四二・三三	〇・〇六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道積丹郡積丹町大字野塚町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七五林班ロ小班から同町大字野塚町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七五林班い小班まで	前	一八・五七～二七・四五	〇・〇二九メートル
	後	一八・五七～三二・三六	〇・〇二九

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道磯谷郡蘭越町字田下一五六番六地先から同町字田下一五六番五まで	前	二八・二三～二八・三四	〇・〇一六メートル
	後	二八・二三～三六・五六	〇・〇一六

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道足寄郡陸別町字利別川上原野基線西一一番一から同町字利別川上原野基線西一〇番一まで	前	三一・九二～三七・九八	〇・〇六九メートル
	後	三二・八四～四二・三三	〇・〇六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○岐阜県公安委員会告示第十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

岐阜県公安委員会委員長　林　　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

○愛知県公安委員会告示第二十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

○三重県公安委員会告示第二十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

○京都府公安委員会告示第百三十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

○兵庫県公安委員会告示第百八十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

○岡山県公安委員会告示第百十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

岡山県公安委員会委員長　内田　通子

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

○宮崎県公安委員会告示第八十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

宮崎県公安委員会委員長　松山　　昭

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年九月七日まで

変更後　指定の期限　令和七年十二月七日まで

人事異動

内閣府

国立研究開発法人日本医療研究開発機構監事に任命する（各通）
　小宮山　榮　牧　兼充
　今村　知明　大澤　彩　小野由美子
　（會田由美子）
　柿沼　由佳　鹿野菜穂子　黒木　和彰
　善如　悠介　中田華寿子　原田　大樹
　山本　龍彦
消費者委員会委員に任命する（各通）
　石井　雅也　大槻　奈那　小野寺伸夫
　（白井　智子）
　（栗田　智子）
　末松　則子　野村　修也　程　近智
　松本　祐一　水口　剛　米原　あき
休眠預金等活用審議会委員に任命する（各通）
　鈴木　洋子　松前江里子
独立行政法人国立公文書館監事に任命する（各通）
（以上九月一日）

最高裁判所

　高知家庭裁判所判事兼高知地方裁判所判事・高知簡易裁判所判事　清水紀一朗
大阪家庭裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事に補する（八月二十九日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の京都府及び大阪府へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　十月四日
　皇居（正門）御出門
　東京駅御発
　京都駅御着
　京都大宮御所
　京都府立植物園
　お泊所　京都大宮御所
第二日　十月五日
　国立京都国際会館
　ザ・プリンス　京都宝ヶ池
　桂離宮
　お泊所　京都大宮御所
第三日　十月六日
　二〇二五年日本国際博覧会会場　日本館
　同　国連パビリオン
　同　国際機関館
　同　いのちの未来
　同　日本館
　大阪国際空港御発　特別機
　東京国際空港御着
　還幸啓

御祝電

天皇陛下は、サンマリノの建国記念日につき、九月二日同国執政閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、北海道最低賃金（昭和55年北海道労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,010円」を「１時間1,075円」に改める。

宮城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

宮城労働局長　松瀬　貴裕

第４号中「１時間973円」を「１時間1,038円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、埼玉県最低賃金（昭和55年埼玉労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

埼玉労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間1,078円」を「１時間1,141円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月１日から効力を生ずる。

神奈川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、神奈川県最低賃金（昭和55年神奈川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

神奈川労働局長　児屋野文男

第４号中「１時間1,162円」を「１時間1,225円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,052円」を「１時間1,116円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成７年奈良労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

奈良労働局長　石崎　琢也

第４号中「１時間986円」を「１時間1,051円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月16日から効力を生ずる。

鳥取労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月４日

鳥取労働局長　山下　禎博

第４号中「１時間957円」を「１時間1,030円」に改める。

公告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月４日

東北地方整備局長　西村　拓

１　処分をした年月日　令和７年８月６日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社鐶エスアール工業　小野寺美樹　福島県須賀川市八幡山153　国土交通大臣許可（般・特―03）第24617号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年８月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１号
和歌山県田辺市稲成町720番地の９
清算株式会社　株式会社エスティー
代表清算人　坂口　富茂
１　決定年月日　令和７年８月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和７年（ヒ）第２号
大分県宇佐市大字下高家2019番地
清算株式会社　東九州電子工業株式会社
代表清算人　京田　高裕
１　決定年月日　令和７年８月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所中津支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３号
静岡県浜松市中央区高林３丁目７番39号
清算株式会社　株式会社杉商
１　決定年月日　令和７年８月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

令和７年（ヒ）第２号
長崎市築町５番10号
清算株式会社　株式会社ＩＳ
１　決定年月日　令和７年８月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０２８号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社ライチョウ
代表清算人　木村　和義
１　決定年月日　令和７年８月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙「各弁済額」の欄記載の弁済をする。各弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記１と同様とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月四日

東京都新宿区新宿五丁目一八番二〇号ルックハイツ新宿八〇三号

（甲）合同会社武蔵野環境都市開発

代表社員　木村　章展

東京都中央区銀座一丁目一五番七号ＭＡＣ銀座ビル三階

（乙）合同会社ＫＨリアルエステート

代表社員　木村　章展

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の航空機等に関する生産技術業務等に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.khi.co.jp/corp/kge/

令和七年九月四日

岐阜県各務原市川崎町一番地

（甲）川崎重工航空宇宙プロダクションテクノロジー株式会社

代表取締役　松田　光司

岐阜県各務原市川崎町二番地

（乙）川重岐阜エンジニアリング株式会社

代表取締役　永森　久幸

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＢａｂｃｏｃｋ　Ｃａｐｉｔａｌ合同会社（住所　東京都港区南青山三丁目一番三六号六Ｆ）に対して当社の不動産の賃貸業及び投資業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月４日

東京都港区六本木七丁目七番七号八階

ＥＰＩＣ合同会社

代表社員　榎本　哲也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社愛の手とします。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年八月二十七日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月４日

北海道北広島市大曲南ヶ丘四丁目一四番地五

合資会社愛の手

代表社員　雑賀　照美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月４日

千葉県船橋市本町三丁目一九番二号

合同会社Ｋ・Ｉパートナーズ

代表社員　小山　寿雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月４日

東京都港区元赤坂一―七―一〇グランドメゾン元赤坂九〇三

合同会社ＳＴＤ

代表社員　上之園真以

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月４日

山梨県甲斐市篠原七九番地六

合同会社中込組

代表社員　中込　純

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月４日

愛知県碧南市新川町四丁目六七番地エスタシオン新川三〇二号

合同会社Ｎｅｗ　Ｈｏｐｅ

代表社員　徳島富士生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月４日

三重県四日市市元町七番八号元町エスティー二〇三

ＫＫＰ合同会社

代表社員　藤井　啓太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月４日

福岡県福岡市城南区神松寺二―一三―一五―二〇一

合同会社リバーウェーブ

代表社員　川波　力

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月４日

沖縄県那覇市字上間五四七番地五

合同会社ＫＴ

代表社員　田中　健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月十五日であり、株主総会の決議は令和七年八月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年９月４日

茨城県常陸太田市真弓町九二〇番地五

株式会社深谷自動車

代表取締役　深谷　悠太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七百一万一円減少し、減少する資本金の額のうち一千六百万六千三百二十二円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　八頁

令和７年９月４日

東京都豊島区東池袋三丁目二一番一八号第一笠原ビル三〇三号　ｅｍｏｌ株式会社

代表取締役　千頭　沙織

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年八月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tit.co.jp/pages/9/#block355

令和７年９月４日

東京都港区海岸三丁目二〇番二〇号

東京国際埠頭株式会社

代表取締役　森　達郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年９月４日

山形県天童市糠塚二丁目一番一号

株式会社多田木工製作所

代表取締役　多田　順一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年９月４日

東京都千代田区神田佐久間町四丁目一八番地

新邦工業株式会社

代表取締役　垣内　成世

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年９月４日

東京都江戸川区中央四丁目一七番一一号

永代リースシステム株式会社

代表取締役　大日向かおる

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年９月４日

名古屋市千種区唐山町三丁目五番地

株式会社大和館

代表取締役　水野　雪絵

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年九月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年９月４日

埼玉県川越市南台一丁目三番二

アドラゴスファーマ川越株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　後藤　教代